

# ミャンマー法整備支援プロジェクトについて—案件の紹介と JICA 担当者としての所感

JICA 産業開発・公共政策部  
ガバナンスグループ法・司法チーム  
荒井 真希子

## 1 本プロジェクトの概要

2011年3月の民政移管以来、ミャンマーは、その経済発展ぶりが伝えられ、特にビジネス界を中心に世界の注目を集め続けています。JICAは、民政移管の約1年後である2012年3月から1年に及ぶ準備調査等を経た後、2013年11月、同国初となる法整備支援プロジェクトを開始しました。本プロジェクトは、現在、2018年5月末までを協力期間とし、「法・司法及び関係機関において、時代に適合した法整備、運用を行うための組織的・人的能力が向上する」というプロジェクト目標の達成に向け、実施されています。

本プロジェクトでは、連邦法務長官府（Union Attorney General's Office、以下「UAGO」という。）及び連邦最高裁判所（The Supreme Court of the Union、以下「SCU」という。）の両機関をカウンターパートとし、現地に派遣されている長期専門家らで構成されるプロジェクト・チームが中心となり、法案の起草及び審査能力の向上、裁判官及び検察官の研修制度の改善に係る活動等を行っています。

これまでの主な活動としては、10回に渡る本邦研修（テーマは、立法過程の効率化、会社法、知的財産法、倒産法等）、日本から講師を派遣して行う現地セミナー（テーマは、知的財産裁判制度、会社法、事実認定、和解調停等）や、現地ベースでの各テーマのワーキング・グループ活動等が行われています。また、本プロジェクトでは、これらの活動を通し、倒産法の法案起草支援や、知的財産制度に係る政策文書の作成支援等も行ってきました。

このように、特定の法律の起草自体を目的とするのではなく、法起草支援等の具体的な活動という「プロセス」を通して「人材を育成すること」に主眼があることが本プロジェクトの特徴の一つです。中長期での人材育成を重視しつつ、現在のミャンマーにおいて必要とされる様々な分野・課題に柔軟かつ機敏に対応できるよう、バランスを取ってプロジェクト活動が実施されています。

## 2 最近の動き—協議、本邦研修、現地セミナーの実施

本年6月、私は、本プロジェクトの担当となって初めて現地に出張しました。現行プロジェクト終了後の後継プロジェクトの方針について各カウンターパート機関と協議することが目的でした。ミャンマーを含めた途上国においては、プロジェクト実施に係る各関係機関での承認や専門家派遣に係る先方政府の手續に非常に長い時間を要することが多くあります。そのため、次期プロジェクトへのスムーズな移行に向け、現行プロジェクト終了

までまだ1年を残しているこの時点から準備を進めるため、UAGO及びSCUそれぞれの実務レベルの中心メンバーと協議を行いました。この協議の中で合意された内容や提起された懸念点はMinutes of Meetingに記録され、両カウンターパート機関及びJICA双方の代表者がこれに署名をし、今後の手続きに向けた地均しを行いました。

また、6月19日～30日には、法務省のご協力のもと、「ミャンマーにて必要なデベロップメントビジネスロー」をテーマとする本邦研修が実施されました。本研修では、不動産登記、国家賠償、不法行為法、研修制度、契約法等の多岐に渡る講義と視察が行われ、両カウンターパート機関の職員を中心に16名の研修員が参加しました。本邦研修は、日本の経験・知見の共有の場として重要であるのみならず、ミャンマー側との関係構築の好機にもなります。日緬のメンバーが講義、視察から移動を含めた長い時間を共有し、集中的にコミュニケーションの時間を持てるため、関係構築に非常に役立つ重要な機会となっています。

さらに、8月には、22日～24日の3日に渡り、SCUにおいて、知的財産裁判制度に係る現地セミナーが実施されていました。日本から派遣された研究者及び弁護士の方を講師・モデレーターとして、SCU知的財産ワーキング・グループのメンバーとともに、現在作成中の知的財産法に係る教科書の構成の検討、ケース・スタディを通じた法的問題の検討や事案処理に係る意見交換等が行われました。このような現地セミナーでは、双方向のやり取りを通じ、参加メンバーの知識の体系的な習得、理解の促進、問題解決能力等の向上を図ることができます。また、講師を通じて日本の支援に対する信頼が生まれるという効果もあります。本プロジェクトにおいても、セミナー講師の方への信頼が契機となり、プロジェクト活動への協力を得やすい土壌が生まれ、活動が加速するという場面がこれまでも見られました。

以上のような、協議（JCCやその他必要に応じて開催されるアドホックなものも含む）、本邦研修及び現地セミナーは、いずれも本プロジェクトの典型的な活動を代表するものです。このような活動と、現地レベルのワーキング・グループ活動や協議等の活動の組み合わせを通して、本プロジェクトは実施されています。

### 3 JICA担当者としての所感—出張を通して感じた「現場」

前述の6月の協議の際、私は本プロジェクトの担当者として初めて現地に出張しました。ネピドーの、生活感の薄い独特な雰囲気味わいながらプロジェクト・オフィスに入るUAGOの建物に向かい、正面玄関を入ると、三段重ねの金属製弁当箱を片手に下げ、もう片手には1歳くらいの子どもを抱きかかえて廊下を歩く普段着の女性の姿が目飛び込んできました。気付けば、職員の家族とおぼしき似たような親子連れが何組か、勝手知ったる様子であちこちの部屋に出入りしています。ひとつの部屋を覗くと、そこではパソコンの置かれたデスクの傍らでお弁当を広げて親子が食事をしていました。現地の人々の「日常」がそこにありました。

このネピドーで最初に出会った「生活の営み」を感じる光景は非常に印象に残りました。

本プロジェクトの目標は、前述のとおり「法・司法及び関係機関における組織的・人的能力の向上」であり、プロジェクト活動の直接の対象は両カウンターパート機関の職員です。しかし、その先にある、現地の「普通の人々の、普通の暮らし」に対して、着実にプロジェクトの成果・効果を届けることを常に意識して、プロジェクト実施に携わっていきたいと思います。

また、この出張の際、もう一つ印象的だったのが、偶然にも多少ミャンマー語を話す私がミャンマー語で挨拶をしたときのカウンターパートの面々の反応です。当初は若干緊張したような面持ちで私を迎え入れてくれた彼らの表情が、その瞬間に一気に緩みました。その様子に、単純ながら、現地に行って、見て、会って、話をすることの重要性を再認識させられました。

JICA 本部の担当者は、その物理的な距離ゆえ、ともすると現地からは少し遠い存在となりかねませんが、各方面の関係者間の調整・取りまとめを行い、プロジェクトの方向付けを整理する存在として、日々その実施に関わっています。担当者として、カウンターパート、プロジェクト、その他様々な関係者の方々との小さなコミュニケーションの積み重ねを大事にしつつ、カウンターパートとプロジェクト・チームの伴走者として、ミャンマーの法整備を支援していきたいと思います。